

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により
議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したの
で、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 石垣市最終処分場埋立地嵩上げ工事
(令和 4 年 11 月 28 日同意)
- 2 契約の相手方 石垣市大川 1425 番地の 9
株式会社 八重島工業
代表取締役 平良 聡
- 3 専決処分の内容
契約金額中「431,233,000 円」を「431,167,000 円」に変更する。

令和 5 年 12 月 28 日

石垣市長 中山 義隆

理 由

石垣市最終処分場埋立地嵩上げ工事において、設計変更(第 2 回)に伴い契約金額に変更が生じたため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。